

令和8年度 多様な働き方推進事業 セミナー実施・動画作成業務委託企画提案仕様書

1 業務名

多様な働き方推進事業セミナー実施・動画作成業務

2 実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務の目的

少子高齢化や人口流出が進む中、県内企業が人材を確保し、雇用を維持していくためには、誰もが安心して働き続けられるよう、仕事と生活の調和を図り、子育て期や中高年期などの各段階に応じて多様な働き方を選択できる環境を整備していく必要がある。

このため、女性や高齢者、障害者など多様な人材が能力を発揮しながら継続的に働ける仕組みを定着させ、性別や年齢等に関係なく、生産性の向上や豊かさ、仕事のやりがいを実感できる職場環境づくりに向けた経営者等の意識の醸成、取組の促進を目的とする。

4 業務の内容

(1) webセミナーの企画・運営

① 実施場所

受講者が各自の機器を用いて受講可能なオンライン空間（Zoom、Webex、Teams等）
受講者を参集するような会場は設置しない。

② 実施日

令和8年11月の1日間

③ 対象者

県内企業等の経営者、人事労務担当者等

④ セミナー内容

セミナーの内容は、主に以下のとおりとする。

- ・ 近年の労働関係法令の動向
- ・ 「多様な働き方」の実現の必要性
- ・ 取り組むべき「多様な働き方」の選択肢
（柔軟な働き方の制度ごとの特徴・ニーズ・難易度）
- ・ 制度導入の壁と解決策
- ・ 県内外企業等の取組事例（60分程度）
- ・ 多様な働き方を活用した企業のPRの方法
- ・ 助成金や補助金の紹介、県からの案内（「かごしま『働き方改革』推進企業」及び「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」登録制度等について）
（10分程度）

※県からの案内のみ県担当者が行うことを想定。

⑤ 形式

講演形式 120分程度（質疑応答、休憩、県からの案内を含む）

(2) 働き方改革の取組事例紹介動画の作成

① 対象

かごしま「働き方改革」推進企業から2社以上
セミナーで取組事例の紹介をする企業を想定

企業選定は、セミナー内容の打合せ等を通し鹿児島県と協同で行う。

② 実施時期

令和8年9月納品

③ 内容

「かごしま『働き方改革』推進企業」及び「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」登録制度の周知啓発につながり、対象企業の働き方改革の取組事例を紹介する動画の作成。なお、シナリオはセミナー当日の内容と同じでもよい。

④ 動画の時間

5分～10分程度×2社以上

5 提案事項

(1) セミナーについて

① セミナーテーマ

募集要項に記載している募集の趣旨に沿ったセミナーテーマを提案すること。

② Webセミナー

- ・ 講師による講義形式を基本とするが、ワーク形式、事例紹介時のファシリエーター活用、事前の質問募集など、参加型セミナーの内容となるような要素を加味して提案すること。
- ・ 受講者が各自の機器を用いて受講できるwebセミナーの実施方法を提案すること。なお、質疑応答の形式は問わない（映像、音声、コメント機能（チャット）等）ため、提案の方法で実施することにより、受講者はどのような形で質問を行うことができるか示すこと。
- ・ テーマに精通した適切な講師、実施日をあわせて提案すること。講師に対し機器の使用に係る支援が必要な場合は受託者の負担とすること。なお、オンラインで実施すること及び経営者等を対象とすることを前提に、講師は働き方等に関する有識者・著名人が想定される。
- ・ 講座の内容を録画し、後日映像コンテンツとして配信する方法を提案すること。特設ホームページの開設または県公式youtubeチャンネルへのアップロードが想定されるが、必ずしもこの方法による提案を求めるものではない。講師は後日配信を行うことに承諾していること。必要であれば、映像は県及び講師と協議し、編集等を行ったものでも構わない。また公開期間は契約終了日までとする。

③ アンケート

セミナーの感想や理解度、満足度等についてアンケートを行い、集計・報告すること。

(2) 広報

本セミナー広報用のチラシをPDF及び紙媒体200部作成し納品すること。加えて、県が指定した「かごしま『働き方改革』推進企業」及び「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」登録制度を周知するチラシを紙媒体200部作成し、併せて納品すること。また、「かごしま子育て応援企業」約600社へ本セミナーチラシ及び他事業のチラシ2枚程度を同封し送付すること。（封筒は、県の封筒を使用する。他事業のチラシは県が指定するものとし、受託者の作成不要）このほか、県ホームページ・県広報誌「労働かごしま」への掲載等当課が実施する広報以外に、独自の方法の提案を行うこと。なお、作成した取組事例紹介動画を活用した広報でもよい。

(3) 運営

必要な人員を適切に配置し、参加者の参加料は無料とすること。

6 その他

- (1) 必要に応じて県に業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 5の内容以外に、予算額の範囲内で事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。
- (3) 委託期間終了日までに、事業報告書及び収支決算書を提出すること。
- (4) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (5) 本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。やむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。
- (6) 本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできない。
- (7) 事業を実施する際、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。